

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
1	「骨太」という表現がわかりにくいので、たくましく健やかに育つなどの方が良いと考える。	A	骨太な子どもとは、計画の趣旨に記載しているように、自分のことを自分で決めていく子どものことを表しています。たくましく健やかな子どもの意味も含まれると考えています。	1
2	計画策定の趣旨において、「どんな時代であっても、子どもはかけがえのない子ども時代を過ごす主体者であり、大切にされる存在です」という文言を入れてほしい。「トライアンドエラー」「ライフステージ」をわかりやすい日本語で表現して欲しい。「子ども施策に関する方針」の中に「自らを大切に、個人として尊重される」という視点を位置付けて欲しい。	B	いただいたご意見を参考に趣旨の中に「子どもはかけがえのない子ども時代を過ごす主体者であり、個人として尊重される存在です」を追加します。	1
3	「自分のことを自分で決め」とあり、自己決定は大事である一方で、自分の事とはいえ、決定することをすべて子どもに押し付けてしまうのは、成長段階にある子どもにとっては難しいことなので、「社会で生きる仲間として、一緒に考えて行きましょう。」という一文を入れてほしい。	D	子どもたちが自己決定をしていくまでに、周りの大人がその都度必要な手助けをしていくことが大事だと考えています。子どもたちが大人に対して相談しやすい環境づくりを行い、子どもたち自身が納得できる道を選択できるように努めていきます。	1
4	計画は子ども基本法と子ども大綱に基づくものであり、計画策定の趣旨では後半に「一方、国では」という位置づけでなく、最初にそれを明記すべき。合わせて「子どもの権利条約(児童の権利に関わる条約)」にも触れておく必要があるのではないか。	B	当計画は佐賀県の計画であるため、最初に県の背景、目指す姿を示しています。ご意見を参考に計画の根拠に「子どもの権利条約」を追加します。	1,40
5	「骨太の子ども」「高い志と佐賀への誇り」は、「望ましい子ども像」を示している感じがする。どんな子どもであっても、子どもの意見(意思)が尊重され個人として大切にされるという、子どもの権利条約の基本理念から外れるのではないかと。子どもの権利に関する意識啓発の必要性は歓迎する。そうであるからこそ、計画の位置づけと、計画の根拠において「子どもの権利条約」について触れて欲しい。	B	骨太な子どもとは、自分のことを自分で決めていく子どものことを表しています。子どもたちの気持ちや意見を大切に、子どもの権利条約の基本理念と同じだと考えます。ご意見を参考に計画の根拠に「子どもの権利条約」を追加します。	40
6	子ども大綱に明記されている「子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことを明記すべきと考える。	B	ご意見を参考に計画の根拠に「子どもの権利条約」を追加します。	40
7	計画の位置づけ、子どもの権利に関する意識啓発、計画の根拠となる各法律等の概要に「子どもの権利条約」について触れて欲しい。	B	ご意見を参考に計画の根拠に「子どもの権利条約」を追加します。	40
8	重点指標で「『将来の夢や目標を持っている』ことに肯定的な回答をした子どもの割合の増加を目指す」とあるが、そのアンケートのリンク先などを示してほしい。夢と言えるほど大きなことでなくても、やりたいことにチャレンジできる、やり直しても大丈夫、と思えるような環境を作ることが大事なのではないか。	D	指標①は「全国学力・学習状況調査」の佐賀県結果をもとにしています。 <a href="https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/factsheet/41_saga/index.html">https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/factsheet/41_saga/index.html</a> 子どもたちが将来の夢や目標を持ち始める時期は一人一人異なると思います。子どもたちが成し遂げたいと思った目標ができた時に、チャレンジできる環境、失敗してもまたやり直せると思える環境づくりに取り組んでいます。	4
9	毎年度の実施状況等とりまとめについて、協議会への報告に加え、「ホームページ等での公開」を明記してはどうか。	A	会議開催にあたり、「審議会等の会議の情報提供に関する指針の運用」では結果を公表することになっており、協議会開催後は会議結果及び会議資料をホームページ等で公開しています。	4
10	協議会での評価や意見交換を行った結果の公表について、個々の事業の状況が分かるよう、事務事業評価として公開されることを望む。	D	会議開催にあたり、「審議会等の会議の情報提供に関する指針の運用」では結果を公表することになっており、協議会開催後は会議結果及び会議資料をホームページ等で公開する予定です。いただいたご意見は公表時の参考とさせていただきます。	4

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
11	施策が多岐にわたり、それぞれが関連したり、重複している項目もあると考えるので、施策の全体像が一目でわかるようなマップがほしい。県民の理解につながると考える。	D	計画の期間は5年間ですが、施策は社会課題や実情に応じてその都度修正するなど対応しています。県民の皆さまには、わかりやすい施策の情報提供に努めていきます。	4
12	「高い志と佐賀への誇り、やさしさを持った骨太な子どもの育ちを応援」は県の示す「望ましい子ども像」を応援する計画に見えるが、発達の主体は子どもであって、どんな子どもであって、たとえ高い志を持たない、弱い子どもであって、その子どもの意見や思いが大切にされることを願う。	D	子どもたちが持つ価値観などを大切にしながら、子どもたちの可能性を広げていく手助けをするのが大人の役目だと認識しています。子ども大綱と同じ思いを持って子ども施策に取り組んでいきます。	5
13	子どもの権利を守るための子どもオンブズマン(コミッショナー)の設置を求める。計画の実施状況について、「佐賀県子ども施策推進協議会において、評価や意見交換を行い、県はその結果を公表し」とあるが、内部組織の評価でなく、中立的な第三者組織のオンブズマンの設置をぜひ行ってほしい。	D	いただいた御意見は、計画の推進において参考にさせていただきます。	5
14	「子どもの権利に関する啓発」の計画をもっと具体的に記述してほしい。たとえば、子どもの権利の保障から、学校の校則についての見直しも入れるべきと考える。子ども大綱においても「校則の見直しに触れられており、学校教育においての「子どもの権利条約」と「子どもの権利」の学習をもっと行う必要がある。	D	子どもの権利に関する意識啓発については、計画の推進を通じて具体的な施策を検討していきます。学校の校則見直しについては、児童会や生徒会で校則について議論する場を設けるなど、児童生徒の意見を聴取した上で進めるよう各学校に指導しています。	5
15	子どもの権利に関する意識啓発は、大人を対象とした研修のみでは難しく、子どもたちを対象とした学びの場も必要と考える。日頃より、学校、家庭、地域において関わる一人一人の大人同士が自分や他人を大切にすることや、子どもが権利の主体であることを体現していく必要があると考える。	D	関係機関と連携しながら、大人だけでなく子どもたち自身にも子どもの権利の大切さを伝える取組を進めるとともに、子どもや大人の学びの場づくりについて検討を進めていきます。	5
16	子ども基本法や子ども大綱の基本理念である「子どもの権利」が全面に掲げられていない。子ども家庭庁として目指す「子どもまんなか社会」という言葉も見当たらない。	D	子ども一人一人の存在を大切に、社会全体で子どもを見守るという思いを込めて、子ども施策を実施していきます。また、子どもを一人の人間として尊重するための研修等を実施するなど、子どもの権利に関する意識啓発等に取り組んでいきます。	5
17	実際に子どもの権利が侵害された場面に对应できるように子どもコミッショナー制度ができるのが望ましい。現状相談できる場が明確ではない。また意見聴取が限定的なのではないか。自分の意見を聞いてもらえるといった経験が郷土への愛着につながると思うのでしっかり取り組む施策を出して欲しい。	D	子どもの意見聴取の方法、子どもコミッショナー制度については、具体的な施策を推進するにあたり検討していきます。	5
18	子ども大綱の「乳幼児期からの心身の発達過程においてジェンダーの視点を取り入れる」ことや「思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」ことも、今の時代に重要な視点であり明記すべきと考える。	D	子どもの権利や心身の発達過程において取り入れるべきジェンダーの視点、子どもたちが生まれ持ったものや環境に左右されることなく平等に生活していくことの重要性を踏まえ、子ども施策に取り組んでいきます。	5
19	子ども・若者の意見の政策反映について、意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努めていただきたい。自治体の責務として、子ども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることがないよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮していただきたい。子ども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や、出た意見、質疑、その提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載してはどうか。	D	子ども・若者の意見を聴く対象は一部の属性等に偏らないよう進めていきます。政策反映やその情報公開については、子ども施策を進めるにあたり、その手法等を検討していきます。	5
20	いじめや不登校、ヤングケアラー、子どもの貧困、これらの子どもたちの実態や調査データがない。数値データだけでなく子どもの意見をどのように集約するのも見えない。	D	多くの県民の皆様が読みやすい計画となるよう、調査データを掲載しておりません。常時、実態や調査結果を分析し、社会課題や状況に応じて見直しなどを行いながら、子ども施策を実施していきます。子どもの意見集約については、聴取を行う子どもたちの属性等を考慮して実施していきます。	5

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
21	「子どもの意見を聴く取組と社会参画の促進」について、「子ども」の定義そのものが、年齢の規定ではなく「心身の発達の過程にある者」(「子ども基本法」という曖昧な表現であるため、「意見を聴く」や「意見形成の支援」「意見を言いやすい環境づくり」という記述では十分とは思えない。困りごとがある子どもや若者の支援に「子どもアドボカシー」の記述があるが、乳児や障がいをもつ子どもなどの意見表明を誰がどう聴きとるのかなど、もっと丁寧な計画の記述が求められる。	D	「子どもアドボカシー」のうち、乳児や障がいをもつ子どもについての実施範囲、時期、手法等については、計画の推進を通じて検討していきます。	5,20
22	県民や佐賀県に縁のある人により、一人一人が大切にされることを体感し、「大切に下さい」と教えられるのではなく、自ら自然に身近な人を大切にできるようにするための施策を入れてほしい。現在、既にある地域、委員会、職場など様々な場が、ここに居たら安心だ、成長できそうだ、居続けたいと思えるコミュニティになることだと考える。	D	いただいたご意見を参考にしながら、今後の具体的な施策の充実に取り組んでいきます。	6
23	「多様な学びや体験、活躍できる機会づくり」において、「子どもたちが成長し、自らの可能性を広げ、夢に向かって志を持つことにつなげます。」とあるが、子どもはいつも主体的に挑戦しており、日々の成長のなかで、できることを無理なくすることで、健康を維持しながら、人の役に立って行くのだと考える。自己理解にも着眼してほしい。	B	いただいたご意見を参考に「子どもたちが、自己理解のもと自らのペースで成長し、可能性を広げ、夢に向かって志を持つことにつなげます。」に修正します。自己理解のもと自らのペースで取り組むことで、健康を維持しながら取り組んでいくことを含めています。	6
24	「地域で子どもを育むコミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進」をぜひ入れてほしい。コミュニティ・スクールを推進していく中で、地域全体で子どもを育てていくには、「地域とともにある学校づくり」を学校も地域も共通理解しながら、進めていくことが大切。少子化、核家族化が進む中、地域ぐるみで学校や子育てを応援していく体制づくりを更に期待している。	B	地域全体で子どもやその家庭を応援していく体制づくりは重要であると認識しており、「地域で子ども・若者を育む環境づくりの推進」の中に、「地域で子どもを育むコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進」を追加し、「学校と地域が相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもの成長を支えます。」という表現を追記します。	7
25	「地域で子ども・若者を育む環境づくりの推進」において、「地域における子どもの居場所づくりの推進」が、管理的な意味では行われないことを希望する。多様な人がいて、多様な人生があることを、子どもたちが実際に感じてほしい。子どもと大人の居場所を分けないことを意識してほしい。子どもから学ぶことも多く、誰でも参画でき、意見を言える場であることが大切であると考える。	A	子どもの居場所は、食を提供する場や、学習支援の場、遊びの場など様々な活動が展開されており、信頼できる大人の見守りの中で、子どもたちの心が安らぐ「とまり木」のような場所であってほしいと願っています。県はこれからも、子どもたちのために活動されている方々の想いを大切にしながら、一緒になって子どもたちの笑顔を守り、骨太で健やかな成長を支えていきます。	7
26	意見を言うことが大切であるということを県民全員が認識する必要があり、どんな状況にあっても、意見を言う人の立場を想像してほしい、理解しようとしてほしい。佐賀県には、大人がまず安心して意見をいえる社会の雰囲気醸成に支援をしてほしい。ひどく困ってしまう前に、日常の関係性を少しずつ築き、一人一人が孤立しない、孤独とまらないようにしておくことが今の社会では必要と考える。	D	子どもの居場所は、地域の子どもたち誰もが、信頼できる大人の見守りの中で、安心して集える場所です。子どもの居場所づくりには、子どもをあたたく受け止め、心の安らぎとなるよう見守ってくれる大人の存在が大切です。県としても、子どもたちを想い、地域で活動されている大人の方を対象に、居場所の立ち上げに関するサポートをはじめ、子どもとのよりよい関わり方を実践するための研修会の開催など、子どもの健やかで骨太な育ちを支える環境づくりを後押ししていきます。	7
27	連携する団体について、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されるので、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断してはどうか。	D	連携する団体については、学校の現状、児童生徒の実態等に応じて十分に検討を行ったうえで選定しています。	7
28	「活躍する」「リーダーの養成」がいわゆる「出来る子」を育てたい文言に受け止めてしまう。世界で活躍できる人材というと、資本主義社会の中で勝ち抜くだけではないはず。世界にはさまざまな困難な課題があり、現実には大人社会の「つけ」を子どもたちに背負わせている部分があると考え。文面として「国際的に協調し平和な社会や文化の形成に寄与するために、地域に根差しつつ国際的な視点をもつことを重視した活動にとりくみます」という表現を盛り込んでほしい。	A	「国際社会で活躍する人材育成」における「活躍する」は、「出来る子」を育てたいという趣旨ではなく、児童生徒一人一人が持つ個性を重視し、個性を発揮できる分野の能力育成を図れる環境づくりを行ってほしいという思いを込めて、そのような表現にしています。「次世代を担うリーダーの養成」においては、日本だけでなく世界を舞台に、それぞれが目標とする分野に寄与することのできるリーダーの育成に取り組んでおります。	7

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
29	食育は「良い食習慣」だけでなく、よりよい食材を子どもたちに提供してほしい。他県でも行われているように給食の食材は地産地消を原則として、オーガニック給食を目指すことなども盛り込んでいただきたい。	C	<p>保育所等には食育推進担当者を置き、食育の取組の実施・充実を図ることとしています。県は、各保育所の特色を生かした給食や食育の取組が実施されるよう、各種研修を通じて有用な情報提供を行っています。</p> <p>学校給食に地場産品を活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化・産業等に関する理解を深めるとともに、生産者や食への感謝の心を育む上でも重要な役割を果たすものと考えています。このため、県では、各種研修会等を通して引き続き、各市町に対して地場産品の積極的な活用を働きかけていきます。</p> <p>有機農業で作られた有機食材の学校給食での利用については、「持続可能な農業、環境に配慮された食材」などについて考える機会となり、子どもたちの学びにつながるものと考えています。県内の一部の学校では、農業者から提供された有機野菜を使用したメニューを学校給食で提供した事例もあると承知しています。しかし、収穫量が少なく食材の確保が難しいこと、除草作業等に多くのコストがかかり一般的な食材より価格が高いことなどの課題があるため、学校給食に安定的に提供できる段階にはないと考えています。引き続き、今後の有機農業の普及や食材の価格、流通量等の状況を注視していきます。</p>	8
30	学校の給食費の無償化を計画していただきたい。保育所等の保育施設の給食費についても無償化を進めていただきたい。	C	<p>給食費については、保育所等の運営費の公費負担額に食材費が含まれていないことから、給食の適切な実施のためには保護者に負担をお願いせざるを得ません。ただし、近年の食料品の物価高騰が続く中であっても、栄養バランスや提供量を保った給食を実施できるよう、給食費支援を行っています。この支援は令和7年度も実施する方向です。</p> <p>学校給食費における食材費は学校給食法により保護者の負担が基本となっています。保護者への支援としては、家庭の経済状況等に応じた特別支援教育就学奨励費や就学困難と認められる場合には要保護準要保護児童生徒援助費補助金といった就学援助制度があり、県及び市町において支援が行われています。また、学校給食費の食材料費の値上げ分についても、保護者負担の軽減を図るための支援が行われています。このように、すでに学校給食費への支援は行われており、学校給食費の無償化の計画はありません。なお、国において給食無償化に関する課題の整理が行われたところであり、今後の動向を注視していきます。</p>	8
31	子ども・妊婦のいる場所(家庭や利用施設、屋外)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべきとの周知徹底と施策・規則がより一層必要。子どもの家族の喫煙者の喫煙をサポートするための禁煙外来治療費助成の予算化を県と市町村で検討してはどうか。	B	<p>子どもや妊婦の受動喫煙対策については、関係機関や団体と連携し、計画の推進を通じて適切に対応していきます。妊娠中の喫煙が身体に与える影響や、子どものいる場所や家庭内における望まない受動喫煙の機会の減少については、いただいたご意見を参考に文言を追加します。</p>	9
32	「性に関する指導の推進」において、学校内外限らず、「いのちの安全教育」に沿った指導の推進を行っていただきたい。一部で「包括的性教育」を推される向きもあるが、未だその定義が定まっておらず、国会でも議論をされている渦中にあり、市民の理解を得ている状況ではないことから、拙速な採用には反対する。	D	<p>引き続き、関係部局とも連携を図り、「いのちの安全教育」の内容を踏まえ、「性に関する指導の推進」に努めてまいります。</p>	9
33	「性に関する指導の推進」において、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を教えることを追加してほしい。	D	<p>引き続き、関係部局とも連携を図り、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)の内容を踏まえ、「性に関する指導の推進」に努めていきます。</p>	9

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
34	男性の家事、子育て参画は、男性としてではなく、パートナーとしての家事参画、親としての子育て参画の視点で支援してほしい。	A	「女性は家事、男性は仕事」というような固定的性別役割分担意識を解消し、性別に関係なく、誰もがごく自然に家事や子育てに関わる社会の実現を目指しています。特に、妻の妊娠期を迎えた夫婦や子育て中の夫婦に対しては、家事や子育ては夫婦が共に担うものとして、性別にかかわらず、パートナーや親として、家事・育児に参画すること、育児休業を取得することを促し、支援していきます。	10
35	ワーク・ライフ・バランスの推進における労働時間短縮促進事業の実施は大変助かり、生きがいをもって暮らし、人生を楽しむことにつながると考える。	A	関係機関と連携して、労働時間短縮や育児・介護休暇取得促進等の啓発活動の実施、多様な働き方の普及促進や職場環境の改善に向けて取り組んでいきます。	10,11
36	子どもを預けて仕事をするサービスは充実しているが、大人の働き方、ワーク・ライフ・バランスについての具体的施策が乏しい。0、1歳児等のご家庭への経済的支援や、未就学児の子育て世代の親の勤務を短時間にできるよう、企業へ働きかけてほしい。	A	関係機関と連携して、労働時間短縮や育児・介護休暇取得促進等の啓発活動の実施、多様な働き方の普及促進や職場環境の改善に向けて取り組んでいきます。	10,11
37	「子どもが家庭内とは異なる経験をしたり、家庭以外の人と関わったりするなど、社会全体で子育てを支援していくことで、子どもと保護者が良好な関係を築いていけるよう支援します」の文章は主語と述語の関係がずれており、内容も飛躍しているように感じられるので、丁寧な記述にしてほしい。	B	子どもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましいとの考え方を示した記載をしています。主語、述語の関係についてはご意見の通りですので、「社会全体で子育てを支え、子どもと保護者が良好な関係を築いていけるよう支援します」という表現に修正します。	11
38	県内の養成校は保育士のみならず幼稚園教諭も養成をしているので、「保育士養成施設」より「保育者養成施設」としたほうが適切と考える。	B	養成校の記載についてはご意見の通りですので、「保育者養成施設」に表現を修正します。	11
39	幼稚園や保育所の認定子ども園への移行を積極的に県が進めているように見受けられるが、児童福祉法第24条1項に該当するのは認可保育所のみであり、市町村には、保育を必要とする乳幼児を保育所において保育しなければならない保育義務がある。地域によっては少子化により保育所単独や幼稚園単独の保育の実施(経営)が困難なところもあり、画一的に言えない実情があり、認定子ども園推進については丁寧な検討が必要ではないか。数値表も細かく、ここまでの記述が必要なのか。	A	児童福祉法第24条第2項において、市町村は認定子ども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとされており、設置する保育施設の種別に関わらず、市町村が保育提供の主体であることには変わりはないと考えています。子ども・子育て支援法第60条に基づき、国から基本的な指針が示されており、本指針に基づき、「2幼児期の教育・保育の一体的提供」に関する記載をしています。	11~15
40	外国につながる子どもや保護者への支援では、「外国の文化・習慣」だけでなく、「宗教」への配慮を入れる必要があると考える。	B	外国につながる子どもの支援を検討する際には、宗教上のタブー等も踏まえる必要があることから、いただいたご意見を参考に「外国の文化・習慣・宗教・指導上の配慮」という表現に修正します。	12
41	外国につながる子どもの支援の課題は以下のとおり。 ・日本語指導教員の不足。 ・入試の特例措置や特別入学枠、高校での支援など体制が他県に比べて進んでいない。そのため高校進学率が低い。 ・保護者に対する学校の支援体制が少ない。学校からのお便りが難しい日本語のみ。入学ガイダンスや進路ガイダンスがないなど。 ・学校の多文化共生への取組の低さから、偏見や無理解によるいじめにあう子どもが多い。 ・保育と教育の接続、義務教育卒業以降の支援など、途切れない支援体制がない。 ・居場所づくりが必要だが、行政からの支援がない。 外国につながりがある子どもが増加していることを踏まえ、子どもが学校や認定子ども園等で、自らの文化のアイデンティティをもっていきいきと過ごし、学び、育つことができるように、また、そのような子どもたちが自分のルーツを受け入れるとともに、さまざまな国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生の保育・教育が必要であること、このような大原則に基づいての施策を具体的な検討をお願いしたい。	D	外国につながる子どもに関する課題は複雑・多様化しており、佐賀県で働く外国人が過去最多(R6.10月時点)となるなど、日々状況が変化しています。県ではそうした状況を見極めながら、施策を推進するにあたり、実効性のある具体的施策を検討していきます。	12

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
42	総合的な放課後対策の推進の数値目標が利用児童数の人数だけではなく、場所の計画目標も必要ではないか。市町によって放課後児童クラブの利用児童数、場所(環境や定数など)、支援員の確保についても細かい計画が必要ではないか。活動内容や放課後児童支援員の質的向上についても触れるべきと考える。	D	市町ごとの具体的な取組については、市町における子ども・子育て支援事業計画において定められることとなっています。県では、支援員の質の向上のための取組を実施するとともに、放課後児童クラブの整備や人材確保についても、市町と連携しながら実施していくこととしています。	15,16
43	保育園の一時保育についてしっかり整備されてほしい。一時預かりをお願いしたく、2か所の園に問い合わせたが、どちらも人手不足を理由に断られた。アプリなどで子育てについて相談できるのも魅力ではあるが、人手と場が何よりほしい。	D	保育園の人材不足は県でも喫緊の課題だととらえており、保育者の処遇や環境の改善に取り組み、今後は仕事の魅力発信に係る取組を強化していきます。	17
44	子ども誰でも通園制度の実施は単に「円滑な実施に向けて市町村とともに取り組む」という記述だけでなく、保育者不足の現状において子どもにとっての最善の利益が保障されるように、実施施設および保育者についての条件整備の計画がもっと詳細に出されるべきと考える。	D	子ども誰でも通園制度の実施は、国が施設や人員配置の基準を定めるとともに、実施主体は市町村であることから、実施にあたっての計画は市町村で策定されます。本制度は令和8年度から本格実施とされていますが、県としては、全市町で充実した実施がなされるよう、今後も情報提供や支援を行っていきます。また、通常の保育実施と同様に、子ども誰でも通園制度の実施においても保育人材の確保は重要課題の一つと認識しており、県では様々な取組を実施しているところです。	17
45	子どもが成年に達する前に必要な知識や判断力を身に付けておくことが重要だと考える。子ども・若者が、最近の闇バイトや過剰なローン返済地獄に陥らないよう、「消費の権利と責任」(「子ども大綱」)について理解し、主体的な判断および責任ある行動がとれるような計画を表してほしい。	D	消費者教育の推進に関する法律第10条の規定に基づき、佐賀県の消費者教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の取組方針等、必要な事項を定めた「佐賀県消費者教育推進計画」を策定しています。	18
46	「子ども・若者への性犯罪・性暴力対策」において、日本版DBSについては運用にあたって法的懸念が多数あり、未だ払拭されていない状況。子どもたちの安全に配慮しつつも、拙速な運用とならないよう、法律家の意見も聞きつつ公論の下で仕組みの導入を推進していただきたい。	D	日本版DBSについては、令和8年度に導入される予定であり、国の動きを注視しながら適切に対応していきます。	18
47	困り事のある子ども家庭に対する支援が現状の問題点とそれに対する施策なのかといった部分がよく見えない。仕組みはあってもそれが必要な人に届いていないというのが現状だと思うので、その対策が必要ではないか。	D	困りごとがある子どもや若者に対する具体的な支援については、計画の推進を通じて適切に対応していきます。	19~35
48	ヤングケアラーについては、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくなどの支援の充実の記載を追加してほしい。	B	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正を行います。 (修正後) 研修等による正しい知識や対処方法の普及、関係機関が連携しての実態把握と適切な支援へのつなぎ、相談窓口の利用促進等を通じ、潜在化しがちなヤングケアラーへの一層の支援体制の充実を図ります。	27
49	「初期対応の充実」とは具体的にどのようなものか。専門家による支援体制によって、行き渋りや五月雨登校になりだした子どもたちが、本格的な長期欠席の不登校にならないように対応する、と読み取れるが、学校を休み始める頃には、子どもたちの心身は疲弊しており、休むが必要な場合が多いと考える。「児童生徒が安心して家で休めるように支援する」等の文言を入れていただきたい。	D	「初期対応の充実」とは、欠席をしそうな児童生徒や欠席が増えはじめた児童生徒を見落とすことなく「一人一人に合った支援」につなげるための取組です。面談や電話連絡、家庭訪問を行い、本人だけでなく保護者とも話をします。また、チェックシートを活用するなどしてアセスメントを行い、児童生徒の状況を適切に把握し、適切な支援につなげていきます。「教育機会確保法」の第13条に不登校児童生徒の休養の必要性について示されていることから、休養が必要な児童生徒には安心して家で休めるように支援します。	27
50	“子どもを一人の人間として尊重する意識の向上”に記載の文言がとても素敵だと考える。子どもは学校へ行く・行かないに関わらず尊重されるべき存在であり、不登校対策の項目に入れていただきたい。	B	いただいたご意見を参考に不登校児童生徒の「意思を十分に尊重し」の文言を追記します。	27

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
51	「不登校対策の強化」において、子どもや若者の幸せな未来につながることを期待し、「子どもの声に耳を傾け、心に寄り添った支援」「保護者に対するサポートとして、学校内の相談窓口の明確化、公的相談機関及び民間団体(親の会等)との連携」を追加してほしい。	B	「教育相談の充実」の項目を追加し、「児童生徒がいつでも相談ができる環境づくり」と「一人一人に寄り添った支援」について記載します。 「保護者への支援の充実」の項目を追加するとともに、関係機関相互の連携についても別の項目の中で記載します。	27,28
52	スクールソーシャルワーカーの活用がない学校が多く、スクールソーシャルワーカーの力量不足も多いと考える。校長会などで、スクールソーシャルワーカーの活用の大切さと学びの大切さを伝えていただきたい。	A	スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用については、県教委がガイドラインを作成し、各学校に提供してSSWの効果的な活用について周知を行っています。また、SSWへの研修も毎年実施(年5回)しており、引き続きSSWが効果的に活用されるよう取り組んでいきます。	27
53	不登校対策の支援体制と情報共有において、相談窓口のわかりやすさと一元化を求める。小・中・高・就労までの切れ目のない支援体制が必要。市町村間の支援格差をなくし、SSWの時間数を増やしてほしい。民間団体や親の会を施策に取り入れ、当事者や保護者の声を反映してほしい。	A	令和7年度のSSWの時間数については、前年度より増加を予定しています。県教委が開催している協議会に、フリースクール等の民間団体や親の会の代表にも参加いただき、意見交換をしながら連携を図っているところであり、当事者や保護者の声を反映できるよう、今後も連携に努めていきます。	27
54	【計画の根拠となる各法律等の概要】に教育機会確保法の明記を求める。現行の施策や取組に対する検証を行い、不足点を明らかにし、「不登校対策」という表現の再検討してほしい(学校に戻すことだけが目的ではない)。	B	【計画の根拠となる各法律等の概要】に「教育機会確保法」を追記します。また、「不登校対策」の文言については、「不登校児童生徒への支援」に修正します。	27,40
55	教育機会確保法を根拠とした子ども施策実行計画ではないのか。	B	【計画の根拠となる各法律等の概要】に「教育機会確保法」を追記します。	40
56	信頼関係ができた訪問相談員は子どもが受け入れるかもしれないが、不登校の子たちは訪問されることにストレスを感じる場合もあるため、「子どもの気持ちを尊重して」訪問支援をするなどの文言にしていきたい。	B	訪問支援そのものがストレスになる場合もあるというご意見を参考に、「家から出ることができない児童生徒や家庭のニーズに応じて」という文言に修正します。	28
57	不登校対策において、別室登校が広がらず、小学校の別室対応が進んでいない。別室の支援員が不足しており、1名では対応が難しく、教員の加配が必要。別室の空間の工夫や情報共有が不足している。	A	中学校に加え、現在、小学校での取組も進められているところであり、引き続き、支援員の配置や環境整備が進むよう取り組んでいきます。	28
58	全ての子どもが同じ学校へ通うことを目的とせず、多様な学びの形を認めるような内容にしてほしい。「改善の兆し」という表現を控え、不登校を改善させなければいけない問題という前提で考えないでほしい。	B	別室(校内教育支援センター)については、不登校児童生徒が希望すれば利用できるため、いただいたご意見を参考に「別室(校内教育支援センター)に支援員を配置し、教育相談や学習支援を行います」という表現に修正します。	28
59	佐賀県内に設置されている教育支援センターについての言及がない。不登校の児童生徒の受け皿としての教育支援センターを記載していただきたい。	B	いただいたご意見を参考に、不登校児童生徒の受け皿として、学校外の「教育支援センター」や学校内の「校内教育支援センター」について記載します。	28
60	「学校生活支援員を配置」に、「改善の兆しがある不登校児童生徒を支援します。」とあるが、「学校や、校内教育支援室に通い始める不登校児童生徒を支援します。」「学校や、校内教育支援室で学習する不登校児童生徒を支援します。」等と記載し、詳しく説明してほしい。「改善の兆し」という言葉について、不登校の状態は、心身の回復過程で既に改善の過程にある状態であると感じている。	B	別室(校内教育支援センター)については、不登校児童生徒が希望すれば利用できるため、いただいたご意見を参考に「別室(校内教育支援センター)に支援員を配置し、教育相談や学習支援を行います」という表現に修正します。	28
61	「改善の兆しがある不登校児童生徒」という言い方は、不登校が問題であるように感じ、そのような子どもだけを支援するようにも捉えられる。子どもの状況に関わらず、すべての子どもが、安心して過ごせるようにサポートしてほしい。別室は、学級復帰を目的として、生徒にそのように促す学校もあるが、これは教育機会確保法に反する。学校復帰を目的とせず、子どもたちがそれぞれのペースで学校を楽しんでいると思ってもらえるように、支援していただきたい。	B	県教育委員会では、教育機会確保法等を踏まえ、別室(校内教育支援センター)の目的を「学校に登校することや学級復帰という結果だけでなく、児童生徒が社会的に自立することを目指す」としています。また、「改善の兆し」の文言は、いただいたご意見を参考に「別室(校内教育支援センター)に支援員を配置し、教育相談や学習支援を行います」という表現に修正します。	28

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
62	登校しているけれど、本当は同程度に悩み、困りごとがあることももいて、すべての子どもたちの本当の意見を形成し、表明してもらえる工夫が必要。不登校の親の会は、親同士の情報交換、相談の場、意見醸成の場となっており、専門家への橋渡しの役割もあると考える。不登校の親の会の開催情報、存在の伝達、学習会に、協力いただくような施策を希望する。親への支援(働きに出にくい、経済的なこと、偏見の払しょく等)や、教育の保障(学習はいつ始めても機会を保障されること)についても施策を希望する。	A	現在、親の会ネットワークの代表者に県教委が開催している協議会に参加いただき意見交換をしたり、県教委が作成した関係機関を掲載したリーフレットに親の会の情報を掲載するなどして、連携に努めているところです。また、親の会が開催される講演会について、文書による情報提供や名義後援を行っています。今後も引き続き連携を図り、保護者支援の充実に努めていきます。	28
63	子どもが不登校状態になったとき、保護者もとても動揺し、学校には行かなければいけないと考えている保護者は、子どもを責めてしまい、さらに夫婦関係まで悪くなる家庭もあり、家庭が子どもの安心できる場所にならない。保護者の安心が子どもの良い環境には不可欠だと考える。保護者の支援も重要であり、保護者の支援についても検討いただきたい。	B	いただいたご意見を参考に「保護者への支援の充実」の項目を追加します。	28
64	教育機会確保法にあるように不登校は問題行動ではなく、悪いことではないため、対策に「保護者を支える」「教育の保障」を追加していただきたい。	B	いただいたご意見を参考に「保護者への支援の充実」と「多様な教育機会の確保」の項目を追加します。	28
65	佐賀県教育委員会が作成した「保護者のための不登校対応支援ガイド」を配布し、保護者への情報提供として活用してほしい。親の会と連携協力して、家庭を支援するなどの文言を追記してほしい。学校を休んでいる場合の給食費について、学校給食費や教材費等は、返金があったり柔軟に対応してくれる場合もあり、そのような情報も各家庭に届けられるようにしてほしい。	B	「保護者への支援の充実」という項目を追加し、保護者が孤立せず、必要な支援をや情報を得られるようにすることを明記します。	28
66	保護者を支える施策を充実し、情報が適切に保護者へ届くような体制整備してほしい。親の会や地域の民間団体の活動支援していただきたい。	B	いただいたご意見を参考に「保護者への支援の充実」の項目を追加します。また、親の会や民間団体の活動支援については、支援の充実に向け今後連携に努めていきます。	28
67	アウトリーチに力を入れるよりは、安心して過ごせる場所の提供が必要と考える。フリースクールやフリースペースを個人や団体が運営して、子どもたちを受け入れているところへ助成金を出すなど、県内に子どもが安心して通える場所を作っていただきたい。市町で、利用者への直接補助をしているところもあり、格差はあってはならないと考える。	A	アウトリーチによる支援をする中で、児童生徒との信頼関係を築きながら、様々な安心できる居場所につながるよう支援を行っています。現在、フリースクール等への財政的支援は行っていませんが、代表者に県教委が開催している協議会に参加いただき意見交換をしたり、施設を訪問させていただき情報収集するなどして連携を図っているところです。引き続き連携に努め、財政的支援については、不登校対策全体の中での位置づけなどから検討していきます。	28
68	この計画の趣旨として「置かれている環境にかかわらず、子どもたちがありのままの自分を受入れ、大切に感じられるよう、周りの大人が子どもたちの多様な人格や個性を尊重し、温かい目で支えていくことが大切です。」と述べられているにもかかわらず、学校に戻すことが最善という思惑が感じられる。子どもが育つ場や学ぶ場は、自宅を含め、フリースクール、フリースペース、その他多方面に広がっており、それらで学ぶこと、それらの場を経済的支援などを含めて守ることも、行政側の大切な責任であると考えます。	B	いただいたご意見と方針は同趣旨であり、教育機会確保法等を踏まえ、児童生徒が不登校になった場合でも、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場が確保されるように、今後も市町教育委員会や関係機関と連携し、支援の充実に努めていきます。フリースクール等民間団体については、現在、代表者に県教委が開催している協議会に参加いただき意見交換をしたり、施設を訪問させていただき情報収集するなどして連携を図っているところです。引き続き連携に努め、財政的支援については、不登校対策全体の中での位置づけなどから検討していきます。また、「多様な教育機会の確保」の項目を追加します。	28
69	学校以外にも子どもが安心して過ごせる居場所を設置し、日常的に相談できる環境を整え、「初期対応」だけでなく、普段から支援が受けられるようにしてほしい。「勉強したい」と思った時に、時間や場所に縛られず学べる環境の整備をしていただきたい。	B	ご意見を参考に、「勉強したい」と思った時に学べる環境の整備について「多様な教育機会の確保」の項目を追加し、学校以外の学びの場や居場所についても記載します。	28
70	学校以外の学ぶ場としてフリースクールがあるが、そのような情報とともに、誰もが行くような地域の居場所も、多様な学びにつながる居場所になると考える。学校の学習にとらわれず、子どもたちがのびのびと安心して地域で過ごせるような取組をしてほしい。	B	「多様な教育機会の確保」という項目を追加し、学校外の場所で行う多様な学習活動の支援の充実に努めることを明記します。	28

「佐賀県子ども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応	計画該当ページ
71	不登校対策において、県立中学校では市教委の相談窓口や支援センターが利用できず、出席扱いの対応が不十分であり、オンライン授業やICT学習の環境整備が進んでいない。不登校児童生徒に自宅学習やタブレット学習が届いておらず、練習日などの連絡もない。県統一のオンライン学習充実策を求める。	A	県立中学校を含め、全ての公立小中学校に対し、一定の条件を満たす場合に、校長の判断により、指導要録上の出席扱いへの対応についてお願いしているところであり、引き続き、適切に対応いただくよう指導していきます。また、県立中学校におけるオンライン授業やICT学習の環境整備についても、引き続き推進に努めていきます。	28
72	「いじめ防止対策」において、連携先として警察を記載してはどうか。文部科学省では重大事態、あるいはその疑いがある事象にあたっては必ず警察と連携するよう通知している。	B	いじめ防止対策の関係機関に係る記述部分については、以下のとおり修正を行います。 (修正後) 組織体制の充実及び警察等の関係機関との連携を図りながら(以下略)。	28
73	「いじめ防止対策」において、いじめが許されないことは、子どもたちは言葉では分かっているが、狭い教室内では起きてしまうこともあると考える。いじめの根本的な対策を考えてほしい。子どもの日常生活にゆとりがあるか、学校の環境が子どもたちにストレスを与えていないか調査し、いじめの温床がないか注意を払ってほしい。	A	いただいたご意見を参考に、今後とも、児童生徒のいじめ防止対策に努めていきます。	28
74	「困りごとがある子ども・若者やその家族に寄り添った支援をする指導者」とあるが、指導者でなく支援者が適切ではないか。子ども・若者やその家族に寄り添うのであって、指導は寄り添うことにはならないのではないか。「指導者の指導力向上」も不適当な記述だと考える。	B	いただいたご意見を参考に「指導者」を「支援者」に修正し、「指導者の指導力向上」を「支援者の支援力向上」に修正します。	29,30
75	「高校中途退学者の支援」において、「就労に向けた進学支援や就労支援を行います」とあるが、高校中退者でも就労を前提とせず、学びたいために高卒認定を取得し、大学進学を目指す生徒もいるので、もっと幅広く支援してほしい。高校に所属していない子どもは、公的な健康診断の案内がなく、各市町が提供する20歳以上の大人を対象とした特定健診からも外れるので、高校中退者の健康診断について支援してほしい。	B	いただいたご意見を参考に幅広い支援を行うため、「就労に向けた進学支援」を「進学支援」に修正します。高校中退者の健康診断については、今回ご意見いただいた内容を健康診断の実施主体である市町に情報共有します。	30
76	貧困家庭の子どもや外国にルーツを持つ子どもには、家庭、学校以外の第三の居場所が必要。途切れない支援、誰一人取り残すことのない教育が実現できると考える。官民連携の居場所づくりの観点を盛り込んでいただきたい。	A	次のとおり計画に盛り込んでいます。 「子どもたち誰もが安心して過ごすことができる子どもの居場所の取組」について、「民間団体やこれを支えるNPOやCSOの活動など、子どもたちや地域を想い、志をもって活動する民間の力を生かし、地域全体で子どもを見守り支え合う佐賀らしい環境づくり」を進めてまいります。	35
77	「自らが進む将来のライフプランを叶える環境づくり」の課題として少子化を挙げているが、少子化対策には出生率改善との関係が見いだせない、と子ども家庭庁が国会答弁(質問主意書)で述べられている。 県として、少子化の改善を目標にこれら施策を為す場合には、EBPMの観点から、県として独自に施策が出生率改善につながることを示す必要があると考える。	D	少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など様々な要因が複雑に絡み合っています。特定の施策が直接的に出生率改善につながることを示すことは難しいですが、少子化対策で大切なのは「子育ては楽しい」、「これなら安心して子育てできる」と思える環境をつくっていくことであり、これからもその想いのもと施策を実行していきます。	36~39
78	「男女共同参画の推進」において、「経済団体等と一体となって女性の活躍を推進する」とあるが、赤ちゃんを育てながら、働くことを促進するような記述にみえるので女性が家庭・地域で安心して子育てに専念できるような経済的支援をしてほしい。	C	県では、子育ては女性の役割ではなく、男性も女性も親として参画することがごく自然なこととして捉えられるようになることを目指しています。働きたい女性がキャリアをあきらめることなく子育てと仕事を両立できるようになるためには、職場における性別役割分担をなくすなど、経済団体等との連携が不可欠です。職場、家庭、地域など、あらゆる場面で、性別に関わらず、誰もが自分らしく活躍しながら、子育てもキャリアもあきらめることがない社会の実現を目指していきます。	37

「佐賀県こども施策実行計画」(案)についての意見募集結果

※意見反映区分:

「A」計画と同趣旨のもの 「B」計画の修正を行ったもの 「C」計画の修正が困難なもの 「D」計画の推進の段階で検討するもの

番号	ご意見の内容	ご意見 反映区分	ご意見への対応	計画該当 ページ
79	佐賀県は産後ケアの取組が弱いように感じる。条件等で産後ケアが利用できなかったり、産後ケアの補助がある市町に住んでいないため実費となり、大きな負担となった。産後ドゥーラや家事代行なども佐賀県は遅れている印象を受ける。	B	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり(2)妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援②妊娠・出産・子育ての不安の解消の項目の中に、産後ケアに関する記述を追加します。 (文言の追加) 産後の育児不安や負担の軽減のため、産後ケアを必要とする方が支援を受けることができるよう、(途中略)広域的な体制整備に取り組みます。	38